

防災まちづくりのための土地取得事業にご協力いただきました ～羽田五丁目 旧玉の湯～

長年地域に愛されてきた銭湯、「玉の湯」。その周辺の土地について、防災まちづくりのための土地取得事業にご協力いただきました。従前居住者用賃貸住宅※建設のための土地としての活用が検討されています。

※ 従前居住者用賃貸住宅とは … 区の道路整備等にご協力いただいた方のための、住み替え用の賃貸住宅です。

■ 旧玉の湯 小林ヒデさんにお話を伺いました

Q 羽田地域の思い出を教えてください。

A 羽田のお祭りでのけんか神輿が荒く、仲七は特に大変でした。お祭りの当日には、神輿コブを自慢している方など、たくさんの方にご利用いただいたのが思い出です。



小林 ヒデ さん

Q 玉の湯がにぎわっていた頃の様子をお聞かせください。

A 以前は羽田地域に銭湯がたくさんありました。玉の湯は従業員も多くいて、三助（流しや肩たたきをする従業員）等もいました。泊まり込みで仕事ができるよう、3段寝台などの設備もありました。毎日通ってくださる常連の方々は、お風呂の中でも外でもお喋りに花を咲かせていましたね。朝風呂に入ってから商売に出られる方もいらっしゃいました。



▲レトロな外観と薪で沸かす湯が特徴。週3回の日替わり薬湯もありました。

現在の様子

Q 事業へ協力されたきっかけをお聞かせください。

A 玉の湯を休業し、今後どうするか考えていた時期に、区役所の方の訪問がありました。区やUR都市機構の方が、売却後の相談にも乗ってくださりありがたかったです。色々と考えましたが、安心できる売却先として、区の事業への協力を決めました。羽田地域の方が喜ぶまちづくりに役立ててほしいと思います。

羽田1～6丁目でご所有の土地の売却を検討している方へ

旧玉の湯の土地は、UR都市機構の防災まちづくりのための土地取得事業によりご協力いただきました。

防災まちづくりには、地域の皆様方のご協力が欠かせません。羽田1～6丁目でご所有の土地の売却をご検討の方は、下記の連絡先までお気軽にご相談ください。

この事業に関するお問合せ先 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部密集市街地整備部 羽田地区担当 03-5323-0351



あなたも羽田の防災まちづくりに協力しませんか？

お問合せ先 防災まちづくりに関するご意見を随時受け付けています

事務局：大田区まちづくり推進部防災まちづくり課 市街地整備担当
電話：03-5744-1338 FAX：03-5744-1526



発行：羽田の防災まちづくりの会 令和4年2月

第19号 羽田の防災まちづくり ニュース

羽田地区のまちづくりの様子がテレビで放映されました！

令和3年3月10日に、NHK 総合「首都圏ネットワーク」にて羽田地区の燃えないまちづくりの状況について、放映されました。この放送は、東日本大震災から10年になるのにあわせ、都内の木密地域における不燃化対策について取材されたものです。

羽田地区に関しては、歴史的背景から道幅が狭く建替えを進めるのが難しい現状や、まちの燃えにくさを示す「不燃領域率」が低いことが紹介されました。防災まちづくりの取組みにより整備された広場や拡幅された道路、まちの様子、羽田の防災まちづくりの会を代表して住民の方へのインタビュー等が放映されました。

令和3年3月10日放送 NHK 総合「首都圏ネットワーク」

6:18 “燃え広がらない街。進まぬ背景は”

延焼防ぐ 広場も

6:19 “燃え広がらない街。進まぬ背景は”

自分たちが生まれ育った土地

6:19 “燃え広がらない街。進まぬ背景は”

道路拡幅

6:18 “燃え広がらない街。進まぬ背景は”

小山幹雄 会長

≫ 次号の情報 令和4年1月19日放送のNHK 総合「首都圏ネットワーク」でも、羽田の防災まちづくりの取組みが紹介されました。次号の記事で取り上げてまいります。

羽田の防災まちづくりの会で提言したルールによる 地区計画のまちづくりが進んでいます

羽田の防災まちづくりの会では、2回にわたり大田区に対して提言を行い、その結果、災害に強いまちにするためのまちづくりのルール（防災街区整備地区計画）が導入されました。

地区計画によるまちづくりについて、現在までの状況をお伝えします。

■ 羽田地区防災街区整備地区計画の届出状況

羽田地区の防災街区整備地区計画は、令和元年5月に導入されてから、令和3年11月時点で2年6ヶ月が経ち、累計186件が地区計画を守って建替えられました。

建替えの際には、事前に地区計画に沿った建替えを行うことを届け出ることとされています。届出が確実に行われることで、ルールに沿ったまちづくりが着実に進められています。

	件数
令和元年度	70
令和2年度	79
令和3年度	37 (11月末時点)
累計	186

■ 地区計画の実施事例

バス通り沿道 で建替え

高さ5m以上、間口率70%以上が確保され、炎や熱が通りの裏手へ広がりにくいようになっています。



重点整備路線沿い で建替え

壁面後退により道路幅員6mを確保し、避難や消火活動が円滑にできるように整備されます。



最低敷地制限 を守って建替え

最低敷地面積50㎡を守って建築することにより、これ以上の住宅の密集を防ぎます。



ルールを守った建替えで、燃えないまち、消火・救助活動のしやすいまちに近づいていきます！

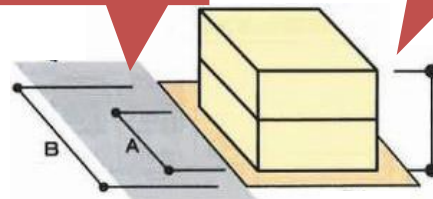


間口率とは？

通りの裏手に炎や熱が抜けることを防ぐため、一定以下の間口や高さの建物を建てられないように制限します。

間口率 (A/B)
70%以上

建物高さ
5m以上
(およそ2階)



「羽田の防災まちづくりの会」の のぼり旗ができました

私たち「羽田の防災まちづくりの会」は、準備期間も合わせ令和2年4月をもって活動開始から10年を迎えました。

これからも、「羽田の防災まちづくりの会」は皆さんとともに災害に強いまちづくりを目指す思いの表れとして、のぼり旗を作成しました。

今後のまち歩きやPR活動等に使用してまいります。



大田区のHPで「羽田の防災まちづくりニュース」のバックナンバーを見ることができます

右記QRコードからご覧ください



大田区からのお知らせ

● 広場用地の整備を進めています

大田区では、重点整備路線1号の広場用地（羽田3丁目13番地付近・18番地付近）について、現在改修工事を進めています。

今後も地域の皆さんと話し合いながら、防災まちづくりを進めていきます。

